

名古屋産業大学 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、名古屋産業大学と称し、教育基本法及び学校教育法にのっとり誠実にして創造性に富み、専門的能力を身につけた、産業社会で活躍できる人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制については別に定める。

第2章 学部及び学科、収容定員、大学院

(学部及び学科)

第3条 本学に次の学部及び学科を置く。

現代ビジネス学部 現代ビジネス学科

第3条の2 前条の学部及び学科における教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ビジネスの基礎知識を修得し、環境、情報、ビジネスに関する専門知識を活かして、産業・経済の発展に寄与することができる人材を育成する。
- (2) 広範多岐にわたる産業社会の変化に即応できるコミュニケーション能力を培い、異文化への理解を深め、国際的視野で活躍できる人材を育成する。
- (3) 進展する高度情報社会にあつて、情報処理・管理を駆使した、問題解決能力を備えた人材を育成する。

(収容定員)

第4条 収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	収容定員
現代ビジネス 学部	現代ビジネス 学科	190人 (春学期180人、秋学期10人) (三年次 編入学5人)	770人
合 計		190人 (三年次 編入学5人)	770人

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第3章 事務局、図書館、教育研究センター及び情報センター

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

(図書館、教育研究センター及び情報センター)

第7条 本学に図書館、教育研究センター及び情報センターを置く。

2 図書館、教育研究センター及び情報センターに関する事項は、別に定める。

第4章 教職員組織

(教職員)

第8条 本学に、次の教職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他の職員

2 前項に定めるもののほか副学長を置くことができる。

3 前二項に定める教員の任用等に関しては、別に定める。

(学部長)

第9条 学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。

(館長及びセンター長)

第10条 図書館に図書館長を置く。

2 教育研究センター、及び情報センターにそれぞれセンター長を置くことができる。

第5章 大学評議会及び教授会

(大学評議会)

第11条 本学に大学評議会を置く。

2 大学評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 学部長

(4) 学部選出に基づく教授二名

(5) 第5条の規定により置かれた名古屋産業大学大学院（以下大学院という。）の研究科長

(6) 事務局長

(7) その他学長が必要に応じ認めたる者

3 評議員は、学長の申し出に基づいて学校法人菊武学園理事長が任命する。

3の2 第2項(4)の評議員の任期は、二年とする。ただし、補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 大学評議会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

(1) 学則及び重要な学内規程の制定及び改廃に関すること。

- (2) 学部、学科、大学院の研究科その他重要な施設の設置及び廃止に関する事。
- (3) 人事に関する事。
- (4) 学生の厚生補導及び賞罰に関する事。
- (5) 収容定員に関する事。
- (6) 学部、大学院その他の機関の連絡調整に関する事。
- (7) 大学全般の運営に関する重要な事項に関する事。
- (8) 大学予算概算の方針及び原案に関する事。
- (9) その他学長の諮問する事項に関する事。

(教授会)

第12条 本学の学部に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長及び学部所属の教授をもって組織する。
- 3 教授会には、准教授、常勤の講師及び助教を加えることができる。
- 4 教授会は、学部に係る次の事項を審議し、学長に意見を述べるることができる。
 - (1) 教育課程及び履修方法に関する事。
 - (2) 学生の入学、留学、休学、復学、退学、転学及び除籍に関する事。
 - (3) 学生の試験及び卒業に関する事。
 - (4) 学生の厚生補導及び賞罰に関する事。
 - (5) 教員の人事及び非常勤講師委嘱に関する事。
 - (6) その他学部の教学に関する事。

(委任)

第13条 大学評議会及び教授会に関し、必要な事項は、学長が定める。

第6章 学年・学期、休業日、修業年限及び在学期間

(学年)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第15条 学年を分けて、次の二学期とする。

春学期 4月1日から9月15日まで

秋学期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第16条 次に掲げる日は、授業を行わない日(以下「休業日」という。)とする。ただし、学長は、必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 学園の創立記念日 11月16日
- (4) 春季休業 3月21日から3月31日まで

- (5) 夏季休業 8月13日から9月15日まで
 - (6) 冬季休業 12月23日から翌年1月6日まで
- 2 学長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる休業日以外の日に、臨時に授業を行わないことができる。

(修業年限)

第17条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第18条 在学期間は、8年を超えることができない。

第7章 入学、留学、休学、復学、転学、退学及び除籍、編入学等

(入学時期)

第19条 入学の期日は、学年の始めとする。ただし、学長が必要と認めるときには、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の課程を修了した者
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - (8) 相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者
- 2 前項第(8)号の規定による認定に関し必要な事項は、学長が定める。

(入学願)

第21条 本学に入学しようとする者は、指定の期日までに入学願書に入学検定料及び別に指定する書類を添えて学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終えなければならない。

(入学者の選考)

第22条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知をうけた者は、所定の期日までに指定の書類を提出するとともに、所定の入学料及びその他の費用を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第24条 学長は、正当な理由がなくて、前条に規定する手続をしない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

(留学)

第25条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該外国の大学又は短期大学の授業科目の履修をするため留学することを認めることができる。

2 学生は、前項の規定により外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、留学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 前二項の規定による留学の期間は、在学期間に算入する。

4 修得した単位については、第46条第3項の規定を準用する。

(休学)

第26条 学生は、疾病その他の理由により3ヶ月以上修学することができないときは、保証人連署のうえ休学願を学長に提出し、その許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気その他の理由のため修学が不相当と認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第27条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を越えることができない。

3 休学期間は、修業年限及び在学期間には算入しない。

(復学)

第28条 学生は、休学期間満了のとき、又は休学期間中でもその理由が消滅したときは、復学願を学長に提出し、その許可を得て復学することができる。

2 病気がなおったことを理由とする復学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第29条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、保証人連署のうえ転学願を学長に提出しその許可を受けなければならない。

(退学)

第30条 学生は、病気その他やむを得ない理由のため退学しようとするときは、保証人連署のうえ退学願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

(除籍)

第31条 学長は、次の各号いずれかに該当する学生に対して、除籍をすることができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しないもの
- (2) 学業を怠り、成業の見込みのない者
- (3) 8年の在学期間を越えた者
- (4) 第27条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (5) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(再入学)

第32条 次の各号に掲げる者は、同一学部同一学科に再入学しようとするときは、再入学願を学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終え、その許可を得なければならない。

- (1) 第30条の規定により退学した者
 - (2) 前条第(1)号の規定により除籍された者で、除籍の日から1年以内に未納の授業料を納入した者
 - (3) 前条第(4)号の規定により除籍された者
- 2 前項の許可は、教授会の選考を経て行う。
 - 3 再入学の出願は、退学又は除籍の日から2年以内に限り、提出することができる。

(転入学)

第33条 他の大学から本学に転入学しようとする者は、転入学願を学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終え、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、教授会の選考を経て行う。

(編入学)

第34条 本学に編入学をしようとする者に対しては、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

(転学科)

第35条 本学の学生で、同一学部の他の学科に、転学科をしようとするものは、転学科願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、教授会の選考を経て行う。

3 転学科に関する事項は、別に定める。

(既に修得した授業科目の取り扱い)

第36条 再入学、転入学、編入学又は転学科を許可された者の既に修得した授業科目、単位数、修業年限並びに在学年数については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定等)

第37条 大学若しくは短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下この項において同じ。)を卒業し、若しくは中途退学した者又は大学若しくは短期大学において科目等履修生であつた者が新たに本学の第1年次に入学した場合におけるその者の既に修得した授業科目の単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したのものとして認定することができる。

2 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定めるところによる学修を行った者が新たに本学の第1年次に入学した場合における当該学修については、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなして、単位を与えることができる。

3 前二項の単位認定は、教養教育科目の単位として合計30単位を限度としてこれを行う。

(休学中の外国の大学等において履修した授業科目の取り扱い)

第38条 学生が休学中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目においては、教育上有益と認めるときは本学の授業科目を履修したのものとして単位の修得を認定することができる。

2 前項の規定による単位の認定は、合計30単位を限度としてこれを行う。

(準用規定)

第39条 第23条(入学手続き)及び第24条(入学の取り消し)の規定は、再入学、転入学及び編入学について準用する。

第8章 授業科目、単位数及び履修方法

(授業科目の区分)

第40条 授業科目は、次のように区分する。

- (1) 教養教育科目
- (2) 専門基礎教育科目
- (3) ゼミナール
- (4) 専門教育科目
- (5) キャリア教育科目
 - ・ 関連科目
 - ・ 教職に関する科目

2 学科の授業科目及び単位数及び履修方法は、別表1(現代ビジネス学科)の通りとする。

(教職に関する科目及び教職免許状)

第41条 教員の資格を得ようとする学生は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百四十七号)及び教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)に定めるところにより、教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目を履修しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科 ・教職公民科コース ・教職情報科コース ・教職商業科コース	中学校教諭 一種免許状	社 会
		高等学校教諭 一種免許状	公 民
		高等学校教諭 一種免許状	情 報
		高等学校教諭 一種免許状	商 業

3 教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の授業科目及び単位数は、別表1及び別表2のとおりとする。

(履修の届出)

第42条 学生は、履修しようとする授業科目について、指定の期日までに学部長に届け出て、その承認を得なければならない。

2 学生が一年間に履修することができる卒業単位(卒業の要件として本学の定める学生が履修すべき単位をいう。以下同じ。)の合計は、別に定める上限以内としなければならない。

3 別に定める単位を優れた成績をもって修得した学生その他教授会が特に認めた者については、前項に定める上限を超えて履修することができる。

(単位計算方法)

第43条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の講義をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。

(単位の授与)

第44条 授業科目を履修し、その試験に合格した者に、指定の単位を与える。

(所属学科以外の授業科目の履修)

第45条 学生は、他の学科の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の場合において、他の学科の授業科目を履修しようとするときは、学部長に届けて出て、その承認を得なければならない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第46条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学の授業科目を履修することを認め、修得した単位を本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、短期大学若しくは高等専門学校との協議に基づき学生が当該短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修を行うこと、又は大学設置基準第二十九条第一項の規定により大学が単位を与えることのできる学修(平成三年文部省告示第六十八号)第八号若しくは第九号に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前二項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議に基づき30単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(成績)

第47条 授業科目の試験の成績は、S・A・B・C・Dの5種の評価をもって表わし、S・A・B・Cを合格とする。

- 2 欠席過多による失格者の成績評価はF、未受験は/とする。

第9章 卒業及び学位

(卒業)

第48条 本学に4年以上在学し、別表1(現代ビジネス学科)に定める所定の授業科目を履修し、及びその単位を修得した者は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位)

第49条 学長は、卒業を認定した者に対して、次の学士の学位を授与する。

学 部	学 科	学位の名称
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	学士(現代ビジネス)

- 2 学位に関する事項は、別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第50条 学長は、他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第51条 学長は、学則その他の諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった学生に対して教授会の議を経て、懲戒を加えることができる。

2 前項の懲戒の種類は、除籍、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の除籍及び退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなく出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生 (研究生)

第52条 本学において特別の専門事項について研究しようとする者があるときは、学長は、学部の教育研究に支障のない場合に限り、教授会の選考を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究生として入学しようとする者は、入学検定料及び願書に研究事項と期間を記載し、履歴書を添えて学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終えなければならない。

4 研究期間は、1年とする。ただし、特別な理由がある場合は、その期間を更新することができる。

5 研究生として入学を許可された者は、指定の期日までに本学所定の入学料及び授業料を納付しなければならない。

6 研究生として入学を許可された者が、前項に定める入学料等を納付しないときは、学長は、入学の許可を取り消すことができる。

7 研究生については、本条及び別に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

(科目等履修生)

第53条 本学において一又は複数の授業科目を履修して単位を修得しようとする者があるときは、学長は、教授会の選考を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生として入学しようとする者は、願書に授業科目及び期間を掲載し、履歴書その他学長が必要と認める書類を添えて学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終えなければならない。

3 科目等履修生として入学を許可された者は、指定の期日までに本学所定の入学料及び授業料を納付しなければならない。

4 科目等履修生については、本条及び別に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

(聴講生)

第54条 本学において一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、学長は、教授会の選考を経て、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関する事項については、別に定める。

(特別聴講学生)

第55条 学長は、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。）との協議に基づき、当該他の大学又は短期大学の学生で、本学の授業科目を履修しようとする者を、教授会の選考を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 前項の特別聴講学生の入学検定料、入学料及び授業料については、他の大学又は短期大学との間の協定により、納入を要しないものと認められる者については、不徴収とする。

3 特別聴講学生については、本条及び別に定めるもののほか、本学科目等履修生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第56条 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学しようとする者があるときは、学長は、教授会の選考を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生として入学しようとする者は、外国人留学生入学願書、履歴書その他学長が必要と認める書類を学長に提出しなければならない。

3 外国人留学生は本学所定の入学検定料、入学料、授業料及び教育充実費を納付しなければならない。

4 外国人留学生に対しては、第40条に掲げる授業科目のほか、教育的配慮で日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

5 外国人留学生については、本条及び別に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

第12章 入学検定料、入学料、授業料等

(入学検定料、入学料、授業料及び教育充実費)

第57条 入学検定料、入学料、授業料及び教育充実費の額は、次のとおりとする。

入学検定料	35,000円
入学料	300,000円
授業料	年額 650,000円
教育充実費	年額 350,000円

(授業料等の納入)

第58条 授業料等は、別に指定する期日までに納入しなければならない。

(再入学の場合の授業料等)

第59条 学期の中途において再入学した者は、再入学した月から当該期末までの授業料等を再入学した月に納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第60条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納入しなければならない。

(退学及び除籍の場合の授業料等)

第61条 学期の途中で退学しようとする者又は除籍された者は、退学又は除籍の日の属する学期までの授業料等を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第62条 休学期間における授業料、在籍料等については、別に定める。

(入学料及び授業料の免除及び徴収の猶予)

第63条 学長は、別に定めがあるほか、特別の事情があると認める者又は特に必要と認める者がある場合は、入学料及び授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 入学料及び授業料等の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は別に定める。

(研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生の検定料、教職課程料等)

第64条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生の検定料、入学料、授業料等その他の費用については別に定める。

(入学検定料等の還付)

第65条 納入された入学検定料、入学料及び授業料等その他の費用は、別に定める場合を除き、還付しない。

第13章 公開講座

(公開講座)

第66条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する事項は、別に定める。

第14章 受託研究及び共同研究

(受託研究)

第67条 本学は、学術研究の進展に寄与するため、受託研究を行うことができる。

2 受託研究に関する事項は、別に定める。

(共同研究)

第68条 本学は、学術研究の進展に寄与するため、企業等外部の機関と共同研究を行うことができる。

- 2 企業等外部の機関から派遣され、本学において共同研究に従事しようとする者があるときは、学長は、共同研究員として研究の許可をすることができる。
- 3 前各項に定めるもののほか、共同研究に関する事項は、別に定める。

第15章 補則

(補則)

第69条 この学則を実施するため必要な事項は、学長が定める。

附則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この学則第3条第2項の規定にかかわらず、年度別の収容定員は次のとおり読み替えるものとする。

学部	学科	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
環境情報 ビジネス学部	環境情報 ビジネス学科	190人	380人	590人	800人
合計		190人	380人	590人	800人

附則 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

但し、第21条の教育職員免許状に関しては、平成12年度入学生から適用する。

附則 この学則は、平成13年9月16日から施行する。

附則 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則第3条第2項の規定にかかわらず、年度別の収容定員は次のとおり読み替えるものとする。

学部	学科	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
環境情報 ビジネス学部	環境情報 ビジネス学科	800人	800人	800人	800人
	人間環境 マネジメント学科	100人	200人	300人	400人
合計		900人	1000人	1100人	1200人

附則 この学則は、平成18年1月1日から施行する。

附則 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成20年3月31日に在学する者に係る授業料等の額は、改正後の各規定にかかわらず、なお従前の例による。
また、平成20年度以降の再入学、転入学又は編入学をした者(以下「編入学者等」という。)に係る授業料等の額は、当該者の属する年次の在学者の例による。
- 3 改正後の学則(以下「新学則」という。)別表第1及び2の規定は、平成20年度以降の入学者(編入学者等を除く。)から適用し、平成20年3月31日における在学者については、なお従前の例による。
- 4 平成20年度以降の編入学者等については、新学則別表第1及び2の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則第4条の規定にかかわらず、各年度の収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
環境情報 ビジネス学部	環境情報 ビジネス学科	830人	860人	890人	920人
	人間環境 マネジメント学科	300人	200人	100人	0人
計		1130人	1060人	990人	920人

(経過措置)

- 3 改正後の学則(以下「新学則」という。)別表1の規定は、平成21年度以降の入学者(編入学者を除く。)から適用し、平成21年3月31日における在学者については、なお従前の例による。
- 4 平成21年度以降の編入学者等については、新学則別表第1の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
但し、別表1の規定は、平成22年度以降の入学者(編入学者を除く。)から適用し、平成22年3月31日における在学者については、従前の例による。

附則

- 1 改正後の学則(以下「新学則」という。)別表1の規定は、平成24年度以降の入学者(編入学者を除く。)から適用し、平成24年3月31日における在学者については、なお従前の例による。
- 3 平成24年度以降の編入学者等については、新学則別表第1の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この学則第4条の規定にかかわらず、各年度の収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
環境情報 ビジネス学部	環境情報 ビジネス学科	890 人	860 人	830 人	800 人

附則

- 1 改定後の学則(以下「新学則」という。)及び別表1の規定は、平成26年度以降の入学者(編入学等を除く。)から適用し、平成26年3月31日における在学者については、なお従前の例による。
- 2 平成26年度以降の編入学者等については、新学則別表1の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附則

- 1 改定後の学則(以下「新学則」という。)及び別表1の規定は、平成27年度以降の入学者(編入学等を除く。)から適用し、平成27年3月31日における在学者については、なお従前の例による。
- 2 平成27年度以降の編入学者等については、新学則別表1の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則(以下「新学則」という。)第3条(学部及び学科)、第4条(収容定員)、第40条(授業科目の区分)、第41条(教職に関する科目及び教職免許状)、第48条(卒業)に規定する学部、学科の名称については、平成29年度入学者及び在学者から適用する。
- 3 新学則別表1の規定は、平成29年度以降の入学者(編入学等を除く。)から適用し、平成29年3月31日における在学者については、なお従前の例による。
- 4 平成29年度以降の編入学者等については、新学則別表1の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。
- 5 この学則第4条の規定にかかわらず、各年度の収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	平成 29 年度	平成 30 年度
現代ビジネス 学部	現代ビジネス 学科	785 人	770 人

附則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則(以下「新学則」という。)別表1の規定は、平成30年度以降の入学者(編入学者を除く。)から適用し、平成30年3月31日における在学者については、なお従前の例による。
- 3 平成30年度以降の編入学者等については、新学則別表第1の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第46条の規定は、平成30年度入学者（編入学者を除く。）から適用し、平成30年3月31日における在学者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則（以下「新学則」という。）別表1の規定は、平成31年度以降の入学者（編入学者を除く。）から適用し、平成31年3月31日における在学者については、なお従前の例による。
- 4 平成31年度以降の編入学者等については、新学則別表第1の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。